

最低賃金総合相談支援センター からのお知らせ

この事業は、平成25年度に引き続き、熊本県社会保険労務士会が厚生労働省熊本労働局より受託して行っている事業です。

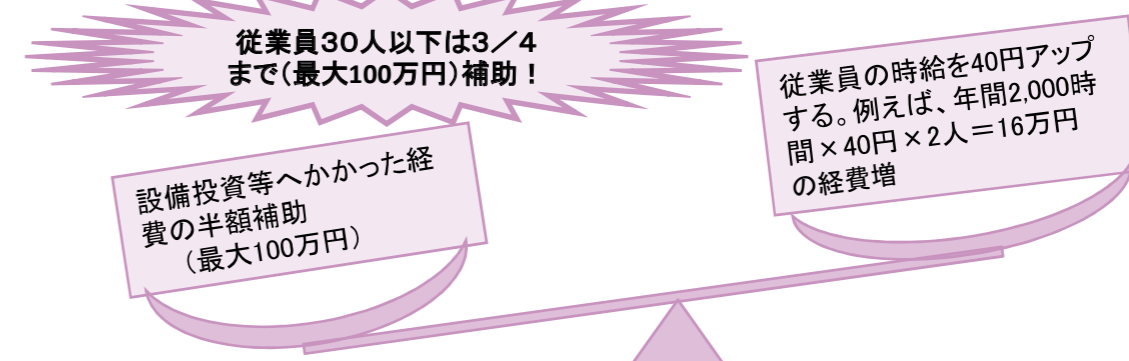
昨今の円安と株価の上昇によって大企業では収益改善の動きが見られるものの、まだ地方の中小企業では厳しい状況が続いています。当センターでは中小企業に元気を出してもらうための一環として、**労務管理と経営の相談**、及び**業務改善助成金の申請支援**の2つの事業を行っています。

■ 労務管理と経営の相談

事業主と従業員との**個別労働紛争(解雇、賃金未払い、残業時間の管理、パワーハラスメントなど)**の解決のために、法律にもとづく公正な立場で両者からの相談をお受けします。また、**売上減少や利益率の低下、借入金返済などの経営課題**についても事業主等からの相談をお受けします。今年度は、熊本市以外の地域相談所を開所しました。(場所と時間の詳細は裏面) *相談や専門家派遣は、特定社会保険労務士、中小企業診断士が対応します。

■ 業務改善助成金の申請支援

事業所内の最低賃金を時給換算で40円上げる一方で、業務の効率化や労働能率の改善に役に立つ設備投資や、賃金制度・就業規則などの見直しなどを行うと、その費用の半額**(従業員30人以下は4分の3)最大100万円を補助**する制度です。皆様の事業所で設備投資の予定などがある場合には、この補助制度を活用できる可能性があります。



賃金を上げるのか、補助金を受給するのかどちらが得か比較すると……

当センターにおける相談や業務改善助成金の申請支援などについての手数料等は一切発生しません。

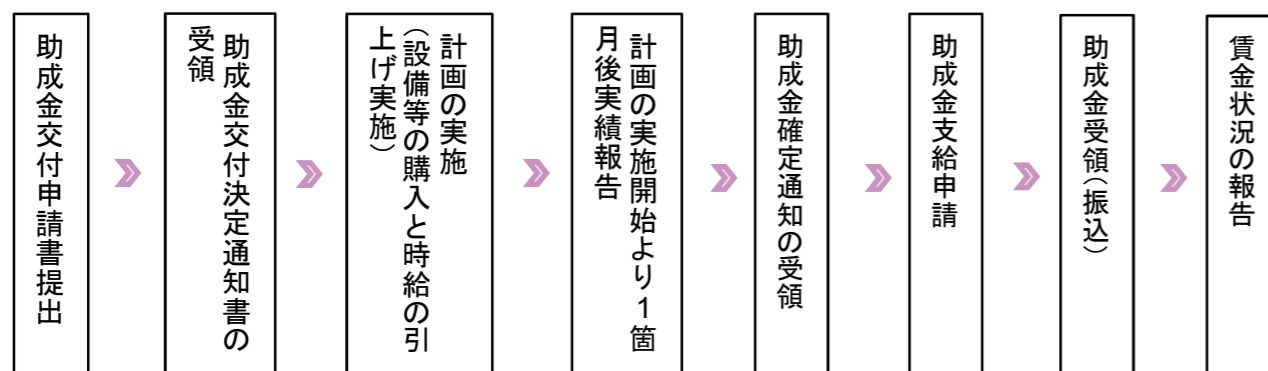
■ 労務管理と経営の相談日と場所 (いずれも午前9時～午後5時)

地域	期間	期日	場所
熊本県	平成26年4月 ～ 平成27年3月	毎日(月～金) (祝祭日を除く)	熊本県社会保険労務士会 熊本市中央区安政町8-16村瀬海運ビル7階 TEL: 096-324-1124
天草	同上	毎月1回 (第3水曜日)	天草市民センター 熊本県天草市東町3番地 TEL: 0969-22-4125
人吉	同上	毎月1回 (第4水曜日)	人吉カルチャーパレス 熊本県人吉市麓町16番地 TEL:0966-22-2111

※ 相談予定の方は、あらかじめ熊本県社会保険労務士会までお電話またはメールを下さい。

■ 業務改善助成金

《 申請手続きの流れ 》



《 業務改善助成金の活用例 》

パソコンの導入、車両の購入、トラクタの購入、倉庫の建設、HP開設、介護施設での浴室新設、荷物用エレベータの設置、就業規則や賃金規程の作成・見直しなど。(客観的に業務の改善が認められることが必要です。)

熊本県社会保険労務士会
〒860-0801
熊本市中央区安政町8-16村瀬海運ビル7階
電話 096-324-1124 ファックス 096-324-1208
メール info@sr-kumamoto.or.jp

